

ポイント還元は「売上対価の返還」に該当せず

カード利用のポイント交換は「資産の譲渡等」に該当

後払方式のカードを利用したポイント交換が「資産の譲渡等」に該当するかなどが争われた裁決で、国税不服審判所は、ポイントの付与に基づく後払決済額からの割引は「役務の提供」に該当することは明らかであり、当該役務の提供があることを条件として、本件金員が収受されたという対応関係があるものと認めることができるため、本件金員は役務の提供の「対価」に当たり、本件ポイント交換は「資産の譲渡等」に該当するとの判断を示した（大裁（諸）平成30第6号）。

ポイント付与に基づく割引は「役務の提供」に該当

今回の事案は、請求人が発行した後払方式のカードを利用して会員が加盟各社で商品購入等をする都度、利用金額に応じたポイントを付与し、毎月の利用額（後払決済額）を会員に請求する際に、たまったポイントに応じた金額を後払決済額から割り引くほか、会員に対し、提携法人のポイントと引換えに本件ポイントの付与を受けることができるサービス（ポイント交換）を行っているが、このポイント交換が「資産の譲渡等」に該当するかなどが争われたものである。

請求人は、本件金員はポイント還元の原資であり、請求人に経済的利益は生じていないのであるから、役務提供の「対価」ではないと主張していた（表参照）。

役務提供を条件に金員を収受

審判所は、本件ポイント交換は提携ポイントと引換えに請求人からポイントの付与を受けることができるサービスであり、請求人はポイント交換を希望する双方会員に対し、各契約所定の交換比率に応じたポイントを付与

し、これを後払決済額から割り引くことにより還元するものであると指摘。消費税法2条1項8号に規定する「役務の提供」が、他人に対する労務、便益、サービスの提供と捉えられるものの一切を含む概念であることからすれば、ポイントの付与に基づく後払決済額からの割引が「役務の提供」に当たることは明らかであるとした。

加えて、ポイント交換が行われた場合に各提携法人が請求人に対し精算金として支払う金員は、役務提供による後払決済額からの割引額に対応した経済的利益であると認められる。このため、役務提供があることを条件として、金員が収受されたという対応関係があるとし、本件金員は役務提供の「対価」に該当するとした。

したがって、本件ポイント交換は、「対価」を得て行われる役務の提供であることから、消費税法2条1項8号に規定する「資産の譲渡等」に該当するとの判断を示した。

【表】当事者の主張（ポイント交換の「資産の譲渡等」の該当性）

請求人	原処分庁
<p>ポイント交換において、請求人は、本件各提携法人に対し、本件各提携法人の元で生じた本件双方会員のポイントを本件後払決済額に充当するという役務の提供を行っているものの、請求人は本件各提携法人から、このような役務の提供の「対価」となる金銭を得ていない。</p> <p>本件金員は、本件ポイント交換に伴い本件各提携法人の元で生じたポイントを充当して本件後払決済額を減額する金額と同額であって、請求人に経済的利益が生じていないから、本件金員は、役務の提供の「対価」ではない。</p> <p>したがって、本件ポイント交換は、「対価を得て」（消費税法2条1項8号）という要件を満たしていないから、「資産の譲渡等」に該当しない。</p>	<p>本件ポイント交換は、本件各契約に基づき、請求人が本件双方会員に対し、その保有する提携ポイントと引換えに、本件ポイントを付与し、本件ポイント還元を受けることができるようにするものであり、請求人が本件各提携法人に対して行う役務の提供に該当する。</p> <p>そして、「対価」（消費税法2条1項8号）に該当するためには、経済的利益が、個別具体的な資産の譲渡等があることを条件として收受されたといえる対応関係があれば足りるところ、本件金員は、請求人が本件双方会員に付与した本件ポイント数に応じて支払われるものであるから、本件金員はポイント還元の原資の側面があるとしても、役務に対する反対給付であり、本件ポイント交換があることを条件として收受されたという対応関係を認めることができる。</p> <p>したがって、本件金員は「対価」に該当し、本件ポイント交換は「資産の譲渡等」に該当する。</p>

請求人、加盟各社に代わって商品購入代金を値引と主張

また、請求人は、請求人が発行した後払方式のカードを利用して会員が加盟各社で商品購入等をする都度、利用金額に応じたポイントを付与し、毎月の利用額（後払決済額）を会員に請求する際に、たまったポイントに応じた金額の後払決済額からの割引（ポイント還元）をしている。この点請求人は、ポイント還元は加盟各社との間の委任契約に基づき、加盟各社に代わってカード利用に係る商品購入代金等を値引きするものであるから、消費税法38条1項に規定する「売上げに係る対価の返還等」に該当すると主張していた。

しかし、消費税法38条1項は、文理上、事業者が自らの行った課税資産の譲渡等について値引き等をするることにより、その税込価額の全部又は一部を返還する場合に適用があ

るものと解されると指摘。本件ポイント還元は、ポイント相当額を後払決済額から割り引くことにより会員に還元するものであり、後払決済額は会員が加盟各社において商品購入等を行った対価を請求人が加盟各社に支払ったことによる会員に対する求償権に係るものであるとした。その上で、請求人自らが行った課税資産の譲渡等の対価ではないとし、本件ポイント還元は「売上げに係る対価の返還等」に該当しないと判断を示した。

なお、「売上げに係る対価の返還等」とは、事業者が自ら行った課税資産の譲渡等について値引等をするすることで、その税込価額の全部又は一部を返還することをいうものであり、前提として他人の行った課税資産の譲渡等の値引きをした場合には該当しないとしている。